

事 務 連 絡
平成23年 3 月30日

都道府県
各 障害保健福祉主管部(局) 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

要約筆記者の養成カリキュラム等について

要約筆記者の養成カリキュラム等については、平成23年3月30日付障企自発0330第1号をもって通知したところですが、要約筆記者の養成等の留意点は次のとおりであるので、本事業の実施にあたってはご留意願います。

記

(奉仕員への補習講習)

現在の要約筆記奉仕員については、補習講習等を行うことにより、要約筆記者にステップアップを図ることとしているが、ステップアップのための研修については、地域生活支援事業の特別支援事業の対象とする予定であること。

(指導者の養成研修)

要約筆記養成講習の指導者の養成研修については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに委託して実施する予定であること。

詳細については、同センターより別途連絡があるので、養成研修会への参加につき特段のご配慮をお願いしたいこと。

なお、養成研修会参加のための交通費、宿泊費については、地域生活支援事業の特別支援事業の対象とする予定であること。